

学校いじめ防止基本方針

半田市立雁宿小学校

令和4年4月

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。この基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長以下全職員で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめについての項目を含む生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、わかる・できる授業の実践を通して自己肯定感を育む授業づく

りに努める。

ウ 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめについての項目を含む生活アンケートや教育相談を定期的実施（年3回）したり、「心のポスト」を設置したりして、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へ教育的配慮の観点からはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。なお、アンケートや相談の記録は原則5年間保存するものとする。

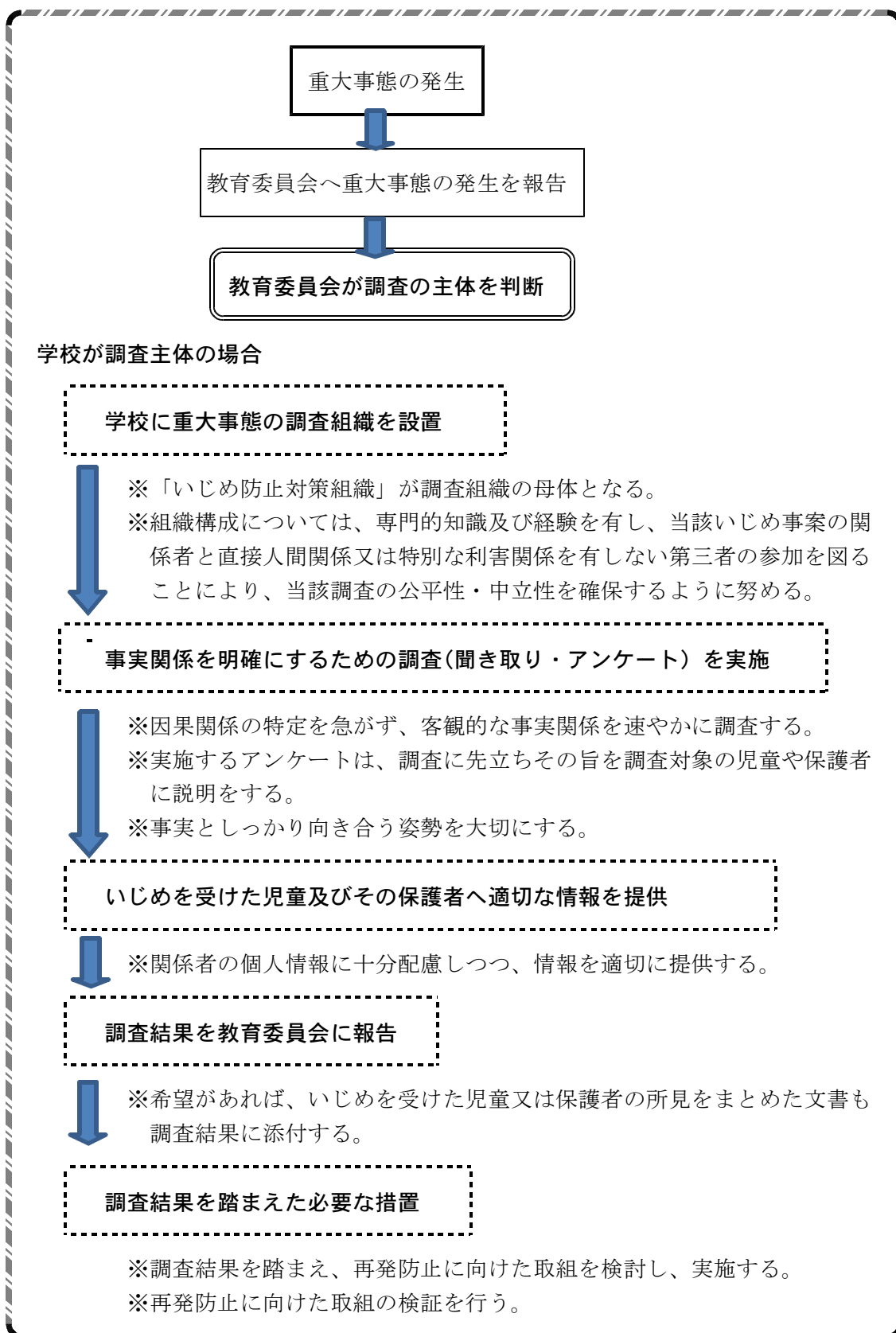
6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<年 間 計 画>

		「いじめ・不登校 対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域と の連携
4月	P ↓ D	○「学校いじめ防止 基本方針」の内容 の確認	○教育相談室やSCの児 童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○なかよし団結団式	○いじめ相談窓口など の児童、保護者へ の周知 ○身体測定	○PTA総会、懇談 会での「学校いじ め防止基本方針」 の説明（書面） ○公開授業 ○地域巡回
5月	↓		○「ふれあい運動会」 （なかよし団活動） ○保健指導（心と体の成 長・5年）		○拡大学校運営 協議会
6月	C ↓		○情報モラル指導（ネッ トモラル）	○「生活意識調査 （生活アンケート）」 ○教育相談週間	○公開授業
7月	↓	○いじめ不登校対策 委員会			○個人懇談会
8月	A ↓	○中間評価→検証			
9月	P ↓			○身体測定	○学校運営協議 会
10月	D ↓		○かりやど祭り ・なかよしラリー ・山車巡行	○「生活意識調査 （生活アンケート）」 ○教育相談週間	○地域・保護者と 一体のかりやど 祭りの実施
11月	↓	○いじめ不登校対策 委員会	○赤い羽根募金活動		○公開授業
12月	C ↓		○人権週間（講話）		○個人懇談会
1月	↓	○全教職員による「取 組評価アンケート」 の実施→検証	○命の授業（5年）	○身体測定 ○「生活意識調査 （生活アンケート）」 ○教育相談週間	○保護者への学校 評価アンケート
2月	A ↓	○自己評価	○福祉実践教室（4年） ○1/2成人式（4年） ○命の授業（4年）		○学校運営協議会 ○公開授業
3月	↓	○いじめ不登校対策 委員会 ○まとめ・見直し	○6年生を送る会		
通 年	P ↓ へ	○校内のいじめに関 する情報の収集 ○職員会の情報交換 ○対応策の検討	○集会における講話 ○なかよしタイム ○道徳・体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○ケース会議 ○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動 （月に1回）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。